

## デジタル学習基盤を前提とした学びの在り方について

(次期学習指導要領等に向けた審議まとめ(案)(令和8年9月25日教育課程企画特別部会資料1)より抜粋)

### 第1部 次期学習指導要領の基本的な方向性

#### 第3章 「深い学び」を実現するための分かりやすく使いやすい学習指導要領

##### (9) デジタル学習基盤を前提とした学びの在り方

###### 【①現行の学習指導要領の施行以後の学校のICT環境の変化】

- 現行の学習指導要領では、5人に1台程度のICT端末の整備状況(平成30年当時)を前提に、総則や各教科等において情報手段の積極的な活用に関する記載がなされている。その後、1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワーク等の一体的な整備が進み、令和3年度からは、本格的な利活用が開始されている。
- また、新型コロナ拡大やICTの整備状況等を踏まえ、令和3年に中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」(以下「令和答申」という。)が示され、学校教育の基盤的なツールとして、ICTは必要不可欠としつつ、全ての子供たちの可能性を引き出す観点から、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実」を提起した。
- 令和5年にはGIGAスクール構想第2期の端末更新費用の措置が決まり、文部科学大臣諮問においても、デジタル学習基盤の活用を前提とした、次期学習指導要領の検討が求められている。

###### 【②デジタル学習基盤の位置付けに係る課題】

- デジタル学習基盤を活用した授業改善は一定程度進んでいるが、地域間・学校間の格差が大きい。学習指導要領の記述が不十分であることがGIGAスクール構想推進上の課題となっているとの指摘がある。
- デジタル学習基盤の活用により、子供自身が主体的に学習を調整できる環境が整ってきており、全国学力・学習状況調査でも「ICT活用に自信を持っている」といった質問項目と各教科の正答率・スコアとの間に正の相関が見られるが、学習者の学習ツールとしての発想に立った記載が学習指導要領にないことが、授業改善の推進に当たって課題になっているとの指摘もある。
- こうした状況を踏まえると、デジタル学習基盤の活用を前提とした学びの方向性について、関係概念を分かりやすく整理しつつ学習指導要領で示していく必要がある。

###### 【③デジタル学習基盤の意義の明確化と、それらを前提とした改訂】

- 中央教育審議会のデジタル学習基盤特別委員会は令和6年に「1人1台端末やクラウド環境等の情報機器・ネットワーク・ソフトウェアなどの要素で構成される一連の学習基盤」であるとデジタル学習基盤を定義するとともに、それらの役割を整理した。

【デジタル学習基盤を構成する要素】

①児童生徒の端末、②通信ネットワーク、③周辺機器、④デジタル教科書・デジタル教材・学習支援ソフトウェア、⑤CBT システム（MEXCBT）、⑥教育データ利活用、⑦情報セキュリティ

【デジタル学習基盤の役割】

- ①多様で大量の情報を扱ったり、時間や空間を問わずに情報をやり取りしたり、思考の過程や結果を共有したりするなど、子供の学習活動や教師の授業・校務における情報活用の格段の充実を通じて、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実が可能となる
- ②多様な子供たちにとって包摂的で、主体的・対話的で深い学びの一層の充実に資する学習環境を教師にとっても持続可能な形で実現するもの

- 同特別委員会の整理を基に、総則で以下のようなデジタル学習基盤の意義を示すべきである。
  - 多様な子供たちにとっての包摂性を高めながら、教師にとって持続可能な形で主体的・対話的で深い学びを通じた資質・能力の育成に資する学習環境を実現できる
  - 教師の指導のツールとしての側面に加え、学習者の学習ツールとしての側面を有しており、子供にとっての学びやすさの向上や合理的配慮の基盤として働き、多様な特性を持つ子供たちが主体的に学ぶための基礎となる
  - デジタルカリアルか等の二項対立に陥らず、デジタルも最大限活用して一人一人の豊かな学びを充実させる視点が重要である
- 一方、例えば AI の更なる発展など、デジタル学習基盤自体は今後も変化していくことが想定される。例えば現在でも、検索結果の最上部に AI による要約が表示され、その内容を単純にコピー＆ペーストしている児童生徒に対して適切な指導がなされていない実態もみられる。収集した情報の信頼性を確認する技能を一層高めるとともに、最終的な評価の段階で AI に頼って自らの思考を経ない成果物は通用しないような評価の工夫が、喫緊の課題となっている。例えば、口頭試問の要素を取り入れる、端末でのテスト実施時等にブラウザ閲覧等を行えないようにするソフトウェア等を活用して自らの考えを根拠をもって記述させることなどが考えられ、こうした考え方を示していく必要性が生じている。
- こうした情報技術の進展に伴う取扱いは、必要に応じ別途ガイドラインや指導資料として示すことを学習指導要領や解説等に予め記載すべきである。
- その際、AI を含む情報技術の活用が「深い学び」に繋がるよう、好事例とともに、「深い学び」に繋がりにくいと考えられる事例も発信し、AI の活用等が統合的な理解や総合的な発揮を促すことに資するものとなるよう、授業者が参照しやすい具体の取組を進めるべきである。
- また、今後、各教科等において、資質・能力の記載や各教科等固有の学習過程を示していくに当たって、デジタル学習基盤が常に利用可能であることを念頭においた示し方とする必要がある。